

公立学校共済組合近畿中央病院 治験等経費取り扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、公立学校共済組合近畿中央病院（以下「病院」という。）において、治験及び製造販売後臨床試験等（以下「治験等」という。）を受託した場合に、治験等の依頼者から納付される費用のうち、保険外併用療養費以外の費用（以下「研究費等」という。）の取り扱いにつき、必要な事項を定めるものとする。

(医療材料等の準備)

第2条 治験等の実施のため機器、図書及び医療材料等の物品（以下「物品」という。）が必要な場合は、全て依頼者から提供されるものとする。

2 前項の消耗品を除く物品の所有権は、依頼者にあるものとし、修理費用等が発生した場合は、依頼者が負担するものとする。

(研究費等の納付)

第3条 治験等の依頼者は、次に掲げる研究費等を契約書の規定に従い、病院銀行口座に振り込むものとする。

- ① 治験契約書（参考書式 4-a）第 11 条及び（参考書式 4-b）第 12 条に定める費用
- ② 製造販売後臨床試験契約書（参考書式 5-a）第 11 条 及び（参考書式 5-b）第 12 条に定める費用

2 病院事務部会計課は、前項に規定する費用の納付があった場合は、病院の規定により処理するものとする。

(費用の算定)

第4条 前条第1項に規定する費用の算定については、別表に定める基準によるものとする。

(研究費等の支出)

第5条 第3条第1項に規定する費用の支払い対象となる病院職員は、病院業務に支障が生じないように事前に病院関係者並びに依頼者と治験業務内容について協議し、経費の請求に関しては、病院の定める「治験料支出願書」を提出するものとする。

2 病院事務部会計課は、前項の費用中、別表に定める旅費及び学会費等のみを支出するものとする。

3 前項の支出は、病院の規定により処理するものとする。

(その他)

第6条 治験等の費用の取り扱いに関し 本規程に定めない事項は、その都度病院長及び

事務部長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成 20 年 11 月 1 日より実施する。
- 2 この規程施行前に契約した治験等の費用の取り扱いに関しては、従前の例によるものとする。

以上

第 1 版 平成 1 0 年 7 月 1 日 制定
第 2 版 平成 1 2 年 2 月 2 2 日 改訂
第 3 版 平成 1 2 年 1 0 月 2 日 改訂
第 4 版 平成 1 5 年 8 月 2 1 日 改訂
第 5 版 平成 1 7 年 5 月 9 日 改訂
第 6 版 平成 2 0 年 1 1 月 1 日 改訂